

ニュースレター



新春だより

明けましておめでとうございます。

去年は、立冬後の夏日が珍しくなく、このところ、異常が恒常となり、心身へのストレスも高まっていますが、皆様、お元気でお過ごしでしょうか。

さて、最近の若者は、という話になりますが、気になる言葉があります。「タイパ」という言葉です。タイムパフォーマンス、かけた時間に対する効果、満足度といった意味のようです。特にZ世代といわれる若者達が、映画などをながら見すること、倍速視聴することや、ファスト映画といって、映画を10分程度にまとめてあらすじを明かす映画を見るなどを、タイパがいいという使い方をし、生活全般でこうした効率を重視するという考え方のようです。

光陰矢の如し、Time is money 等昔から時間の大切さを表す格言は多数ありますが、タイパという言葉は、どこか強迫的で過呼吸気味の時間貧乏性といった響きがあります。大量の情報が圧縮・詰め込まれた時間の中で、芸術作品などから感動を受けることが、本当に（若者には）可能なのでしょうか。人生に無駄な時間などなく、時に無為に過ごすことも必要で、余裕をもっておおらかに日々を過ごしていきたいものです。

うまく使えば、時間は何時も十分にある（ゲーテ）

（池田伸之）

2019年から始まった働き方改革関連法（時間外労働の上限規制）も最終段階で、今年4月には残されていた自動車運転、建設、医師の業界にも、時間外労働の上限規制が適用されます。会社、業界など組織的対応は勿論ですが、一人ひとりがより良い将来の展望を持てるように、できることを変えていかななくてはと思います。

企業では、コストと捉えられてきた労働の問題も、価値を生み出す人への投資という観点から再考することが始まっています。AIの活用が進む中、働く人の立場からすれば、働きやすさに加えて、働く意義、生きがいを感じられるデーセント・ワーク

（Decent Work）がより強く意識されるようになります。これはジェンダーの平等やSDGsとも関係が深いものです。

さて、このところ、司法の一角を支える調停協会の会長を仰せつかっています。調停委員の方々が社会的貢献という意識で関わっておられること、また、事件の当事者の日々の選択や決断によって日々の生活は有意義な価値と尊厳に達することを思います。生きることは豊かな人生を送ること！今年も素晴らしい人、楽しいことに、沢山、出会いたいと願っています。

本年もどうぞよろしくお願いします。

（池田桂子）

相談予約方法 下記電話番号にてご予約ください。無料相談会も行っておりますので、お気軽にご相談ください。



052—684—6290

受付時間 9：00AM～5：30PM



危機管理の事前対策と事後対応

【小澤尚記・山下陽平・川瀬裕久・石田美果】



1 なぜ危機管理が大切なのでしょうか

企業は、経済活動を営み、利益を産み出し、持続・成長しますが、その過程で多くの危機に直面します。その際の対応を誤ると、企業は大きな損害を受け、またその存続にもかかわる事態にもなり得ます。

最近では、ジャニーズ事務所で創業者の性加害問題が明らかになり、新経営陣が記者会見を開いて、今後の再発防止策の検討や性加害の被害者に対し被害補償を行っていくこと等を発信しました。

しかし、当初企業名等に「ジャニーズ」の名前を残す可能性を伝えたことに対し、世間から激しい非難を受けたため、後日これを撤回したり、会見時に、特定の記者を指名しないための「NGリスト」が存在したことが明らかとなったこと等により、かえって信頼回復が遠のく結果となっています。

また、保険金不正請求をはじめとした数々の不祥事で、世間から強い批判にさらされている（株）ビックモーターについて、最初の不祥事発覚後も、次々と新たな不祥事が明らかとなり、顧客離れは進み、企業価値が大きく損なわれることとなっています。

このような事態に陥らないよう、企業は、損害を最小限に抑えるために、危機管理対策をしっかりと行う必要があります。

（石田美果）

2 事前の対応

危機管理対応の部門（代表取締役をトップとする危機管理委員会など）を常設組織として設置して、会社内でのリスクの洗い出しをします。

例えば、法務的なリスクであれば、典型的には訴訟、近時しばしば出てくるのが機密情報の漏洩、個人情報情報の漏洩がありますし、労務的なリスクであれば、パワハラ・セクハラなどもあります。経済的なリスクであれば、ドル円相場の急激な変動、急激なインフレなどもあります。

そういった企業活動にともなうリスクの洗い出しを行い、そのうえでそのリスクは企業活動にどのような影響を与えるのかを評価し、リスクが顕在化しないように、また、顕在化したときの不利益を最小化できるよう準備・計画をすることが必要です。そして、新たなリスクの洗い出しは継続的に行わなければなりません。また、リスクが顕在化した場合には計画に従って行動・対処し、行動・対処後には当該行動・対処が適切なものだったか、またより良い行動・対処がどのようなものだったかを検証し、さらなるリスク対応に活かす必要があります。

相談予約方法



下記電話番号にてご予約ください。お気軽にご相談ください。

当事務所のホームページには、左のQRコードを読み取ってアクセスして下さい。

☎ 052-684-6290

予約受付時間 9:00 AM～5:30 PM



このいわゆるPDCA※を回せる体制を構築しておく必要があります。

事故や不祥事が発生した場合に、その対応に時間を要しては、事態の悪化を招きかねません。そこで、あらかじめ事故や不祥事が発生した場合に迅速・的確に対応するためにも『危機管理マニュアル』を定めておく必要があります。ただし、危機管理マニュアルを一度定めて、そのまま改訂をせず放置すると、その危機管理が時代にそぐわなくなり、マニュアルに従った対応が更に危機を深刻化させる可能性もありますので、常に改善を続ける努力が必要になります。

そのうえで、さらに可能であれば、緊急事態が発生した場合を想定した、危機管理マニュアルに沿った危機対応のシミュレーション、ロールプレイングを行い、緊急会見のためのトレーニングも平時に行っておくと、緊急時の対応がスムーズできる可能性を大きくすることができます。

また、視点をかえると、リスクが顕在化する前にリスクの火種を早期に特定し、対応してしまうことが、企業の信用維持の観点からは望ましいものです。

リスクの火種の情報を収集する一つ的手段として、内部通報窓口があります。当事務所では内部通報窓口の外部委託先の法律事務所として、内部通報の窓口の役割を担わせていただき、企業活動の自浄作用の一翼を担わせていただいています。

※Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)

(小澤尚記)

3 事後の対応

事後の対応としては、どのようなリスクが危機として顕在化したのか、情報を収集して事態の全容を把握する必要があります。

そして、消費者や株主などのステークホルダー、マスメディアは、危機の原因究明と、究明された原因から導かれる改善策が示されることに最大の関心があることが多いです。

そこで、原因究明とその改善策を検討するにあたって、企業内部で対応をするか、第三者委員会に対応を委ねるかを検討する必要があります。第三者委員会による対応の方が、独立性・中立性を確保しやすいので、問題の大きさや性質によって判断していくことになります。

いずれにしても、原因が究明され、その改善策が検討されたのであれば、その改善策にしたがって企業活動が改善されなければなりませんので、事後の組織改革やフォローアップは必要不可欠です。この点は、「事前の対応」で述べたとおりです。

ニューズレター第32号をお届けします。

皆様のお役に立てる情報を提供したいと思いますので、ご意見・ご質問もご遠慮なく、当事務所（メール：info@ikedalawoffice.com、FAX052-684-6291）までお寄せください。



次に、消費者にかかわる場合や、マスコミが取材攻勢をしている場合、社会に対して謝罪をしなければならないような場合には、緊急記者会見をすることも検討すべきです。ただ、緊急記者会見といっても漫然と開催しては、危機に油を注いで更に大きな危機になってしまうだけになりかねません。誰に何を伝えるのかをはっきりさせたいうえで、スクリプトや想定問答なども準備して対応していく必要があります。また、謝罪をする場合には、お辞儀の角度やお辞儀をしている時間（メディアの撮影時間の確保のため）なども事前に検討しておく必要があります。深々と謝罪している写真が報道されるかどうかといった、報道のされ方にも配慮が必要です。

（山下陽平）

4 弁護士業界における危機管理（情報管理の取組み）

弁護士は、クライアントの危機管理としての事前対策、事後対応のサポートを業務の1つとします。一方で、我々弁護士も一事業者であることから、自身の業務に関して危機管理の事前対策（場合によっては事後対応）をしなければならない立場にあります。特に弁護士は、職務上、クライアントの秘密を扱うことが少なくありません。そのため、弁護士には弁護士法上、職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負うとされています（弁護士法23条）。

弁護士法

（秘密保持の権利及び義務）

第23条 弁護士又は弁護士であつた者は、その職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負う。但し、法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

こうした秘密保持義務を負っている弁護士が、情報漏洩等を起こしてしまうことを防ぐため、日本弁護士連合会は2022年6月に弁護士情報セキュリティ規程を制定しました。この規程では、個々の弁護士が職務上取り扱う情報の情報セキュリティを確保するためのルールを定めたり、情報に関する必要な管理体制の整備や安全管理措置を講じたりすることが義務づけられています。

当事務所でも、弁護士情報セキュリティ規程の制定を受けて、事務所内の情報管理体制等の見直しを行っているところです。

（川瀬裕久）

私 的 絵 画 百 選 ②



『Peace Window（平和の窓）』

マルク・シャガール Marc Chagall

1887年7月7日生

－1985年3月28日没

製作年は1964年

ステンドグラス

15フィート×12フィート

（米国、ニューヨーク国連事務局ビル）

色の魔術師と評されたシャガールですが、中でも、シャガールの青と呼ばれるほど、鮮やかな群青色が印象的です。画面右上には十字架にはりつけられたキリスト、その下には祈りをささげる人々や家畜、幼子を抱いた女性達、画面左手には、愛妻のベラを抱いているシャガール自身、天使、蛇や鳥など、シャガールの絵に見られるモチーフが配されています。ニューヨークの国連事務局ビルにあるこのステンドグラスは、国連が求める平和と愛の象徴が描き込まれています。ガラスは光を透して、天国のような光の世界を演出しているように見えます。家族や故郷への想い、ユグヤの習慣などが感じられます。アイデンティティを形成する中で出会ったものを愛する思い、命あるものへの愛・・・。

ノーベル平和賞も受賞した第2代の国際連合事務総長ダグ・ハマーショルドは、コンゴ動乱の停戦調停に赴く途中で、飛行機墜落により亡くなりましたが、在任中の1956年には、第一次国連緊急軍を組織し、イスラエルとアラブ諸国の調停に尽力しました。職員とシャガールにより寄贈されたステンドグラスには、平和への祈りが込められています。

ロシアのベラルーシ共和国で、敬虔なユグヤ教徒の家庭に生まれたシャガールは、1911年に奨学金を手にしてパリに出ました。当時のパリはキュビズムをはじめ様々なスタイルの芸術が開花し大

きな影響を受けます。モンパルナスに住みついた彼は次第にその評価を高めていき、幻想的な作風は多くの人たちの心を揺さぶりました。

彼は、故郷を離れて生活し二つの大戦を経験、97歳までの長い生涯を異邦人として生きた人でした。1917年ロシア革命後には一時ベルリンに亡命しますが、1923年パリに戻るも、ナチスによる美術への弾劾やフランス占領が進み、1941年にはアメリカに亡命、1945年にはニューヨーク近代美術館で回顧展が行われるなど成功を収めました。しかし、第二次世界大戦中にウィルスに感染した最愛の妻が死亡し、悲嘆にくれます。戦時下で薬も不足し、満足した治療を受けられなかった背景もあるようです。しかし、交友関係には恵まれ、特に、ピカソとの友情、交流は強いものでした。

シャガールは、パリのオペラ座の天井画やニューヨークのメトロポリタン劇場の壁画など公共の建築物にも大作を数多く残しました。イスラエルの首都エルサレムにあるユグヤ教会にも彼が手がけた光り輝くステンドグラス（エルサレム・ウィンドウ）があります。彼自身が深く信仰するユグヤ教の聖典「旧約聖書」を題材に、見事な色彩と迫力ある描写で、精神性の深い12枚のステンドグラスです。シャガールの作品は、常に愛と祈りが主題となり幻想的な風景が描かれています。その心は、真の芸術は愛の中にこそある、と。

（池田桂子）

★2024年 第1、2回のセミナーのご案内★

申込方法：回数の前の□にチェックのうえ、末尾の必要事項をご記入頂き、FAX（052-684-6291）にて、お申込み願います。メール（info@ikeda-lawoffice.com）でも受付けております。お申込みは開催日の3日前までをお願いします。いずれも池田総合法律事務所セミナー室にて行います。なお、今回は、講義の内容から、**第1回セミナーは企業に勤務の方対象、第2回セミナーは土業等専門家の方を対象としておりますので、一般の方のご参加はご遠慮下さい。**

☐ 第1回：令和6年3月12日（火）14：00～16：00 受付開始時間13：45

ハラスメントの企業対応 ～初期対応・事実調査・対応終了までの概略～（企業の方向け）

講 師：弁護士 石田 美果

内 容：2022年から労働施策総合推進法により、中小企業でもパワハラ防止の義務を負うことになっています。こういったものが対象となるのか、パワハラ疑い事案があれば会社としてどう対応すべきか、ハラスメントの事実をどのように調査して認定するかは、日常業務とはまったく違う観点が必要になります。各企業担当様がパワハラへの対応、パワハラの事実調査をはじめるにあたっての最初の一步になる事柄をお話させていただきます。

☐ 第2回：令和6年5月17日（金）14：00～16：00 受付開始時間13：45

法人・事業者破産の基礎知識（専門家の方向け）

講 師：弁護士 川瀬 裕久

内 容：事業を営む中で、販売不振や後継者不在など様々な理由で廃業を検討せざるを得ないことがあります。債務超過の場合には倒産を選択肢の1つとしますが、近年、倒産件数が増加傾向にあり、2023年度（4月から9月まで）の倒産件数は前年同期比34.7%というデータが出ています。専門家として企業経営をサポートする中で、廃業・倒産に関する相談を受けたとき、的確な助言ができるよう、破産手続の実態についてお話させていただきます。
※本セミナーは、各種土業（弁護士を除く）の方や金融機関・コンサルタントの方など、専門家の方向けの内容となっています。

お電話の受付時間は、**平日**9時30分～17時（052）684-6290 担当：橋本
申込後1週間以内に申込確認書をお送りします。申込確認書が届かない場合には、恐れ入りますが、当事務所までお電話にてご連絡願います。開催予定日の3日前までに受講票をお送りします。

ふりがな		年齢・性別	歳 ・ ☐ 男 ☐ 女
氏 名		勤務先	
職 業		電話番号	— —
住 所	〒	FAX番号	— —
		個別相談のご希望の有無	☐ 有 ☐ 無

【個人情報のお取り扱いについて】 ご記入頂いた個人情報は、主催者のセミナー案内に利用させて頂き、厳重に保管・管理致します。



FAX （052）684-6291